

要介護認定を受けている方の障害者控除

確定申告をする本人または扶養家族が「障害者（特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」等が必要です。

また、これらを持っていない方で、平成19年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができますので、いきいき広場内介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もありますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ

☎ 52-09071



おむつ代の医療費控除

確定申告でおむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても「市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」により、寝たきり状態であること、および尿失禁の発生の可能性があることが確認できればおむつ代が医療費控除の対象として認められます。

該当する方は、いきいき広場内介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までどおりの取り扱いとなりますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ

☎ 52-09071

子育て支援医療費の申請を先に済ませてください

所得税の確定申告で、中学生以下の子どもの医療費を医療費控除として申請される予定の方は、平成19年1月から12月受診分の子育て支援医療費の申請を1月中に、必ず済ませてください。

e-Taxはこんなに便利!

その1 税務署へ行く必要がありません。

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出などができます。

その2 金融機関の窓口には並ぶ必要がありません。

ATMやインターネットバンキングなどを利用して納税ができます。

その3 申告等データの作成・入力は、24時間・365日いつでも行なうことができます。

データの送信は祝日等を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後9時まで行なうことができます。

その4 医療費の領収書などの添付を省略できます。

平成19年分の所得税の確定申告から、給与所得の源泉徴収票、医療費の領収書などの書類の添付を省略することができます。

その5 最高5,000円の税額控除を受けることができます。

平成19年分又は平成20年分の所得税の確定申告書を各年の翌年3月15日（注）までにe-Taxで提出する際、併せて本人の電子署名と電子証明書を送信していただいた場合には、最高5,000円の税額控除を受けることができます。（平成19年分又は平成20年分のいずれかの年分に限ります。）
（注）平成19年分は平成20年3月17日、平成20年分は平成21年3月16日までにあります。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックスで
検索 できます。



申請・問合せ先
市役所市民窓口グループ
☎ 52-11111（内線227・217）